

事務連絡  
令和5年7月5日

各文部科学大臣所轄学校法人事務局  
各都道府県私立大学主管部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
参事官（施設防災担当）

事業計画書作成時における柱・壁等のクラック（ひび割れ）に係る  
被害写真の簡素化等について（送付）

私立学校施設災害復旧においては、設置者が国庫補助をうけようとするときには、事業計画書を提出することとなっています。今般、事業計画書の一部となる被害写真のうちクラック（ひび割れ）被害写真の取扱いについては、下記の内容に留意することで、簡素化又は一部省略することも可能としましたので、お知らせします。

なお、事務処理に遺漏のないよう、文部科学大臣所轄学校法人におかれましては法人の大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校に対し、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校に対して周知していただくようお願いいたします。

## 記

### ○事業計画書に添付する被害写真の簡素化（枚数縮減）

現地調査（机上調査、実地調査）を行う場合、デジタルデータ等で「被害の程度、範囲、数量が明らか」にできるのであれば、全景・始点・終点・幅等を別写真としなくとも差し支えないこと。また、個別のクラックごとにスケールを当てる必要はなく、1枚の写真で複数のクラックを撮影しても差し支えないこと。（別添1）

### ○事業計画書に添付する被害写真の一部省略

事前着工（現地調査前の施行工事）を行わずに実地調査を行う（現地で被害状況が確認できる）場合、柱・壁等のクラックに係る被害写真の取扱い<sup>※1</sup>は事務簡素化等の観点から、事業計画書に添付する写真を棟ごとに被害の程度がわかる代表的な写真のみとすることができること。（別添2）

※1 以下の場合の被害写真の取扱いについては従前の例による。

- ・クラック以外の被害の場合
- ・クラック部分の事前着工を行っている場合
- ・机上調査とする場合

※被害写真は、現地調査（特に机上調査）において、被災原因、被災事実を確認するための重要な資料となるため、撮影の際は明瞭なものとなるよう十分に留意すること。

※令和5年発生災害以降の災害復旧事業に適用する。

### 【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
参事官（施設防災担当）付 防災機能強化係  
松本・納富（Tel：03-6734-2326）

## 柱・壁等のクラックに係る被害写真の簡素化について

事業計画書に添付する被害写真は、被害の程度、範囲、数量を明らかにする必要がありますが、柱・壁等のクラックについては、以下 a.~d.の例のように写真で何を示したいのか注釈を入れた上で、現地調査時に動画やデジタル画像で拡大等して確認することができる場合はこれらが明らかであると判断し、簡素化することを可とします。  
 なお、現地調査時に動画や画像の拡大等をしてもクラックの存在や長さ、幅等が確認できない場合は、被災の事実の確認のできないものとして適用除外となることがあるため、撮影の際は明瞭な写真を撮影するとともに、元データの保管などに十分御留意ください。

## a. 全景、始点・終点、クラック幅の写真をそれぞれ添付する例

（従前の写真添付例  
4枚/1クラック）

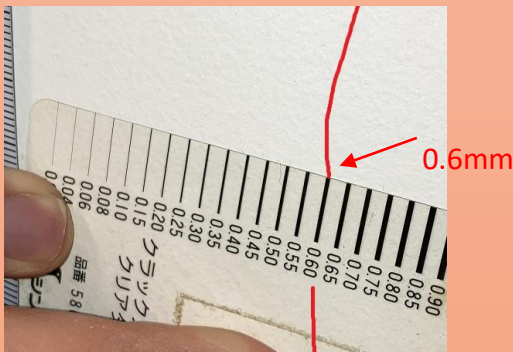
全景



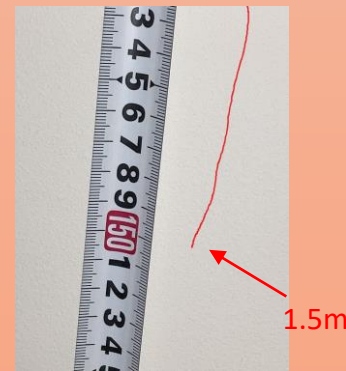
始点



幅



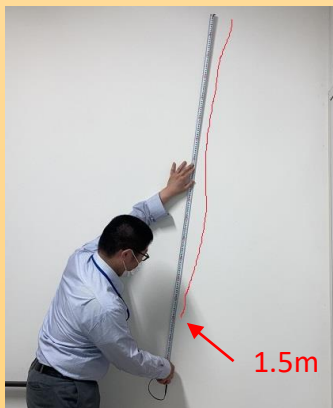
終点



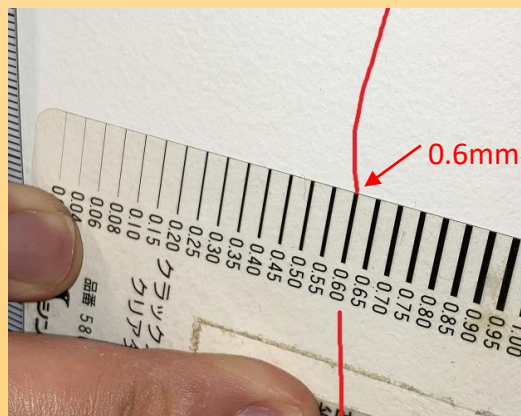
拡大等をせずとも被害の程度、範囲、数量が明らかと判断できます。

## b. 全景の写真で始点・終点に分かるようにし、クラック幅の写真を添付する例

全景  
+  
始点  
+  
終点



幅



簡素化の例  
2枚/1クラック

※全景写真（デジタル画像）を拡大等することでクラックの始点・終点を確認できるようにしておくこと。

## c. 全景の写真のみで始点・終点、クラック幅が分かるようにする例

全景  
+  
始点  
+  
終点  
+  
幅



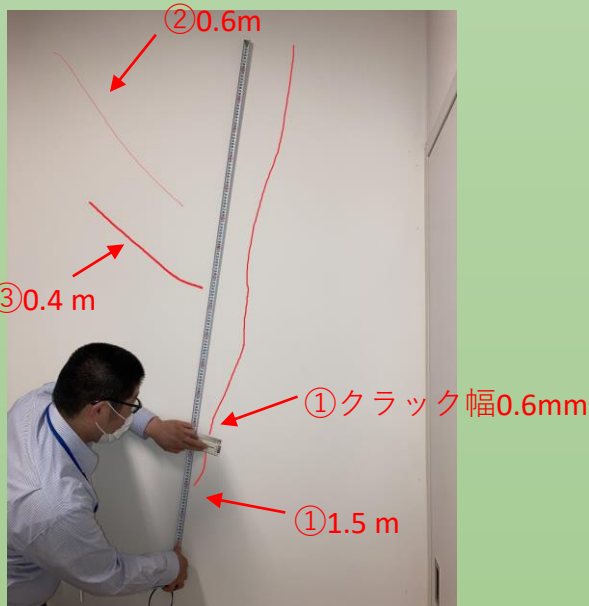
簡素化の例  
1枚/1クラック

※全景写真（デジタル画像）を拡大等することでクラックの始点・終点及び幅を確認できるようにしておくこと。

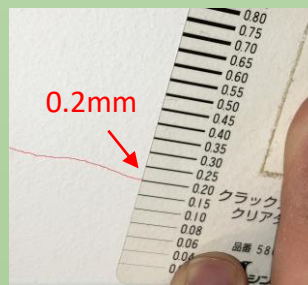
## d. 1枚の写真で複数のクラックを撮影する例

①  
全景  
+  
始点  
+  
終点  
+  
幅

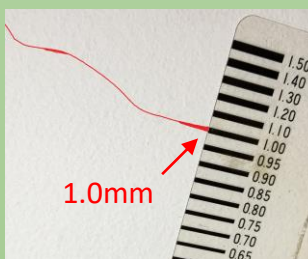
②、③  
全景  
+  
始点  
+  
終点



②幅



③幅



簡素化の例  
3枚/3クラック

※全景写真（デジタル画像）を拡大等することでクラックの始点・終点を確認できる場合は、1枚の写真で複数のクラックを撮影することも可とします。

その際、スケール等はクラックの延長方向に添えて撮影することが望ましいですが、写真内で長さ等が確認できるのであれば、必ずしも全てのクラックに添える必要はありません。

クラック幅も全景写真を拡大等して確認できる場合はc.の例に倣って簡素化することも可能です。

## 柱・壁等のクラック（ひび割れ）に係る被害写真の一部省略の 取扱いフローについて

